

2021年12月24日

唐津市長 峰 達郎 様

玄海原発反対！からつ事務所 代 表 北川 浩一

原発なくそう！九州玄海訴訟原告団 団 長 長谷川 照

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団 共同代表 椛島 敏雅

事務局／〒840-0825 佐賀市中央本町 1-10 ニュー寺元ビル 3 階

佐賀中央法律事務所気付 （担当：林田）

TEL:0952-25-3121 FAX:0952-25-3123)

原子力防災訓練に関する意見・要望書

当団体の公開質問状（本年8月19日）および再質問状（10月15日）に対して、ご回答をそれぞれ9月4日および11月11日にいただきました。当方の質問に対して毎回ご回答頂き、感謝いたします。

しかし、再回答書でも、依然、当方の質問に真摯にご回答頂いているとはとても思えない内容でした。すなわち、回答書および再回答書は、国や電力会社の出している情報を鵜呑みにして主体的な判断を放棄しており、唐津市民（ひろくは国民）の健康・安全・財産保全を図る上で、玄海原発の稼働に関する放射性物質の放出や避難計画の問題について、とても十分な検討を重ねているとは考えられない内容でした。

1. とはいえ、これ以上再質問を重ねることは余り有意義とは考えにくいとため、以下の指摘を列記して、再々回答は求めないこととします。

- ・「福島県県民健康調査」は客観性に問題があると各所から批判があるところ、それを根拠として、さらにその内容を曲解して、被ばく線量が2.5ミリシーベルト以下なら健康影響の心配がないと唐津市民に説明するのは、市民の健康を尊重した市政とは思えない。
- ・低線量でも健康被害が出た例として、東京電力福島第一原子力発電所の事故後の作業で急性骨髄性白血病を発症した男性が累積被ばく線量19.8ミリシーベルトで労災と認定された事実（2015年10月）を唐津市長は承知しているとの回答だが、それでも、多少の放射線被曝は問題ないとの姿勢を変えないのは市民の健康・安全を軽んじています。
- ・離島からの避難について、短時間に住民を避難させられるかの質問に対して答えていません。これは現状では不可能であることを吐露していると言われても仕方がないものです。
- ・予定の避難先が風下に当たった場合にはどうするのか、あらかじめ避難計画に盛り込まれている必要がありますが、「佐賀県が主体となり対応する」との回答で、唐津市の責任を放棄しています。無責任極まりない

としか言えません。

2. 防災訓練に使用する説明資料については、改定版ができたご提示頂けると10月15日の懇談の席上、伺いました。佐賀県および玄海町、伊万里市、唐津市の合同による原子力防災訓練は2022年2月26日に開催されると聞いております。

つきましては、以下の点につき要請いたします。

- (1) 改定版防災訓練説明資料が出来上がっているのであればお示してください。
- (2) 改訂版は市民へ全戸配布する等の予定はありますか？ あるとすればいつ頃ですか？
- (3) 唐津市における原子力防災訓練の内容や場所の詳細をお示してください。

上記(1)～(3)につきましては、おおむね(年末年始を除き)2週間をメドにご回答をお願いいたします。

以上